

心

こころ

得

え

北海道釧路鶴野支援学校高等部

目 次

1	^{とうげ こう} 登下校について	1
2	バスやJRについて	2
3	^{てい} バス停、 ^{まちあいしつ} JRの待合室での ^{ま かた} 待ち方について	2
4	^み 身だしなみについて	3
5	^{なつふく} 夏服について	4
6	^{ふゆふく} 冬服について	4
7	^{くつした} 靴下について	5
8	^{とうはつ} 頭髪について	6
9	アクセサリーなどについて	6
10	^{も もの} 持ち物について	7
11	^{ぶ かつ} 部活に ^{にゆうぶ} 入部している ^{せいと} 生徒について	8
12	^{けいたい でんわ} 携帯電話について	9
13	^{がっこうせい かつ} 学校生活について	10
14	アルバイトについて	11

15	アルバイト許可基準 ^{きよ かきじゅん} について	11
16	休業日 ^{きゅうぎょう び} などの過ごし方 ^{す かた} について	13
17	他校 ^{た こう} の学校祭 ^{がっこうさい} 見学 ^{けんがく} について	14
18	保健室 ^{ほけんしつ} の利用 ^{りよう} について	15
19	体育館 ^{たいいくかん} の使用 ^{しよう} について	16
20	特別教室 ^{とくべつきょうしつ} の使用 ^{しよう} について	17
21	自転車 ^{じてんしゃ} の使用 ^{しよう} について	18
22	自動車運転免許 ^{じどうしゃうんてんめんきょ} 取得 ^{とく} について	18
23	自動車運転免許 ^{じどうしゃうんてんめんきょ} 取得 ^{とく} の許可 ^{きよ か} の条件 ^{じょうけん} について	19
24	「注意システム」 ^{ちゅうい} について	20
25	指導内容 ^{しどうないよう} について(携帯電話 ^{けいたいでんわ} 以外 ^{いがい})	20
26	指導内容 ^{しどうないよう} について(携帯電話 ^{けいたいでんわ} 関係 ^{かんけい})	21
27	注意 ^{ちゅうい} の解除 ^{かいじょ} について	21
28	特別指導 ^{とくべつしどう} について	22

1 ^{とうげこう} 登下校について

- (1) ^{とうこうじかん} 登校時間は8時^じ15分^{ふん}からとする。
- (2) 8時^じ45分^{ふん}までに^{きょうしつ} 教室^{はい}に入ること。
- (3) 8時^じ15分^{ふん}より早い^{はや} 場合^{ばあい}や8時^じ45分^{ふん}を過ぎた^す 場合^{ばあい}は職員^{しよくいんげんかん} 玄関^{はい}から入^{はい}り、職員^{しよくいんしつ} 室^{とうこう}で登校^{ほうこく}したことを報告^{きょうしつ}してから教室^いに行くこと。
- (4) ^{ある} 歩きながら、読書^{どくしょ}や携帯電話^{けいたいでんわ}の使用^{しよう}はしないこと。
- (5) ^{だいじ} 大事な^{ようじ} 用事^{ばあい}がない^{びんまた} 場合は、スクール便^{すみ}又は速やか^{じょうしゃ}に乗車^{じかん}できる^{ろせん} 時間の^{じょうしゃ} 路線^{げこう}バスや JR に乗車^{じょうしゃ}して下校^{げこう}すること。
- (6) ^{かぞく} 家族^{むか}のお迎え^{じょうしゃ}やバス、JR乗車^{がっこう}のために学校^{たいき}で待機^{ばあい}する場合は、
^{かいこうりゅう} 1階^ま交流^まラウンジで待つことを基本とする。
- (7) ^よ どこかに寄^{きたく}ってから帰宅^{ばあい}する場合は、必^{かなら}ず保護^{ほご}者^{しゃ}に連絡^{れんらく}をして
^{きよか} 許可^えを得ること。

2 バスやJRについて

- (1) 車内の通路はふさがないように気を付けること。
しゃない つうろ き つ
- (2) 椅子を占有しないこと。
い す せんゆう
- (3) 携帯電話の音漏れには気を付けること。
けいたいでんわ おと も き つ
- (4) バスや JR内での写真撮影はしないこと。
ない しゃしんさつえい
- (5) 大きな声で話すなど、周りの人の迷惑にならないようにすること。
おお こえ はな まわ ひと めいわく

3 バス停、JRの待合室での待ち方について

- (1) 道をふさがないこと。
みち
- (2) 他の人の迷惑にならないようにすること。
ほか ひと めいわく

4 ^み身だしなみについて

(1) ^{ほんこうし てい} 本校指定の^{せいふく} 制服を^{ちゃくよう} 着用する。

(2) いつでも^{めんせつ} 面接や^{しょくば} 職場に^み いけるような身だしなみをする。

(3) ^{ぎょうじ} 行事などの^{ふくそう} 服装については^{たんにな} 担任の^{し どう} 指導に^{したが} 従うこと。

※^み 身だしなみが^{ととの} 整ってない場合は、^{ば あい} 教室などの^{きょうしつ} 学習場所への^{がくしゅうばしょ} 入室を^{にゆうしつ} 認めないことがある。

(特に^{とく} 儀式的行事の場合は^{ぎしきてきぎょうじ} 会場入口で^{ば あい} 指導部の^{かいじょういりぐち} 先生が^{し どう ぶ} 確認する。)

(4) ^{とうげこうじ} 登下校時、^{じゅぎょうちゅう} 授業中は^{げんそくせいふく} 原則制服を^{ちゃくよう} 着用すること。

(5) ワイシャツの^{すそ} 裾はズボンやスカートにしまうこと。

(6) ワイシャツの^{した} 下のシャツは^す 透けないものにする。

(7) ワイシャツはボタンを^{すべ} 全て^と 留め、ネクタイ、リボン^{ただ} を^つ 正しく付けること。

(8) ズボンを^さ 下げて^は 履かないこと。

(9) スカートの^{なが} 長さは、^{ひざ} 膝にかかる^{ていど} 程度にすること。

(10) スカートを^{ちゃくよう} 着用する場合は、^{ば あい} リボン^つ を付けること。

(11) ネクタイピン、ベルトは華^か美^びでないものにする^{こと}。

(12) 教室^{きょうしつ}内^{ない}等^{とう}が暑^{あつ}かったり、寒^{さむ}かったりする場合は担任^{ばあい たんにん}や教科担当^{きょうかたんとう}の先生^{せんせい}に相談^{そうだん}する^{こと}。

5 夏^{なつ}服^{ふく}について (北海道^{ほっかいどう}のクールビズ期間^{きかん じゅん}に準^{じゆん}ずる)

(1) 白^{しろ}のポロシャツ^きを着^きてもよい。ポロシャツ^{ばあい}の場合は、裾^{すそ}をいれなくても良^よい。

(2) ワイシャツ^{ばあい}の場合はネクタイ、リボン^{すそ}ははずしてよいが、シャツ^{すそ}の裾^{すそ}をしま^うこと。

6 冬^{ふゆ}服^{ふく}について

(1) 制服^{せいふく}の内側^{うちがわ}にカーディガン、セーター^きを着^きてもよい。

(2) カーディガンやセーター^{いろ}の色^{いろ}は、黒^{くろ}、紺^{こん}、グレー、ベージュ^{しろ}、白^{しろ}で、無^む地^じ
又^{また}はワンポイント^{また}のものにする^{こと}。

(3) 制服^{せいふく}の中^{なか}にフード^つ付き^{ふく}の服^きは着^きない^{こと}。

7 ^{くつした}靴下について

- (1) ^{ちゃくよう}ズボンを着用する場合は^{ばあい}黒、^{くろ}紺、^{こん}白の^{しろ}無地又はワンポイントの^{むじまた}靴下を^{きほん}基本とする。
- (2) ^{ちゃくよう}スカートを着用する場合は^{ばあい}黒、^{くろ}紺の^{こん}無地又はワンポイントの^{むじまた}ハイソックスとする。
- (3) ^{さむ}寒い場合は^{ばあい}ハイソックスの^{した}下に^しベージュの^{ちゃくよう}ストッキングを着用してもよい。
- (4) ^{さむ}寒い場合は^{ばあい}無地の^{むじ}黒色の^{くろいろ}タイツを着用^{ちゃくよう}してもよい。
- (5) ^{とうげこうちゅう}登下校中のみ^{ぼうかん}防寒のために^{くろいろ}黒色の^{うえ}タイツの上に^{くつした}靴下^{ちゃくよう}を着用してもよい。
- (6) ^{うんどう}運動をするとき、^{ちゃくよう}タイツの着用は^{きんし}禁止とする。

8 とうはつ 頭髪について

- (1) すっきりと清潔に整えること。
- (2) 髪が長い場合は、学習の邪魔にならないように必要に応じてピンやゴムで整えること。
- (3) パーマ、脱色、着色は禁止とする。

9 アクセサリーなどについて

- (1) ピアスや指輪、ブレスレット、ネックレスなどの装飾品は禁止とし、校内に持ち込まないこととする。
- (2) 化粧(色つきリップなど)は禁止とする。
- (3) 香水、においのきついものは禁止とする。
- (4) 制汗剤は使用してもよい。
- (5) ピンやゴムなどの髪留めは、華美なものや飾りがついているものは禁止とする。

10 もの持ち物について

- (1) みぶんしょうめいしょ つね も ある
身分証明書は常に持ち歩くこと。
- (2) ひつよう かね も
必要のないお金は持ってこないこと。
- (3) きちようひん きょうしつ じぶん かぎ か
貴重品は教室の自分のロッカーに鍵を掛けてしまうこと。
- (4) かぎ げんそくたんになん せんせい あず ほかん
ロッカーの鍵については原則担任の先生に預けて保管してもらうこと。
- (5) いんしょくぶつ も こ げんそくきん し
飲食物の持ち込みは原則禁止とする。
- (6) がくしゅう ひつよう も
学習に必要なものを持ってこないこと。
- (7) か き はものるい も こ はものるい も こ
ライターなどの火器、ハサミやカッターなどの刃物類の持ち込みは
げんきん
厳禁とする。

※ か き はものるい も こ かくにん ばあい とくべつしどう たい
火器や刃物類の持ち込みが確認された場合は特別指導の対
しょう ばあい
象となる場合があります。

11 ^ぶ ^{かつ} ^{どう} ^に ^{ゆう} ^ぶ ^{せい} ^と 部活動に入部している生徒について

(1) パンやおにぎり、^{みず}水、^{ちゃ}お茶、スポーツドリンクを持^もってきてもよい。

(2) ^{しょくじ}食事の^{ばしょ}場所は^{きょうしつ}教室とする。

(3) ^の飲^{もの}み物^{たいいくかん}は^の体育館で飲んでもよい。

※^{まも}守^{せい}れ^とない^{ばあい}生徒が^もい^こる^ぶ場^{さん}合^かは、持^もち^こ込^ぶみ^{さん}や^か部^{さん}活^か動^かの^{さん}参^か加^かに^{さん}つ^かい^かて

^{けんとう}検^{けん}討^{とう}する。

12 けいたい でんわ 携帯電話について

- (1) けいたい でんわ も こ きよかせい まいとしようしん
携帯電話の持ち込みは許可制とする。(毎年更新)
- (2) とうこうご でんげん き きょうしつ
登校後は電源を切って、教室のロッカーにしまうこと。
- (3) げこうじこく しょう きんし
下校時刻になるまで使用を禁止とする。
- (4) せいとげんかん こうりゅう しょう
生徒玄関、交流ラウンジでは、使用してもよい。
- (5) こうない き ばしょういがい しょう きょうし きよか え
校内の決められた場所以外での使用は教師の許可を得ること。
- (6) ある けいたい でんわ しょう
歩きながら携帯電話を使用しないこと。
- (7) ほか せいと じょうほう でんわばんごう しゃしん ほんにん きよか おし
他の生徒の情報(電話番号や写真など)を、本人の許可なく第三者に教
えないこと。
- (8) こじん じょうほう こうかん ほごしゃ きよか え
個人の情報の交換は保護者の許可を得てからすること。
- (9) がっこうない ふく こうきょう ば おとも ちゅうい
学校内を含む公共の場では音漏れしないように注意すること。
- (10) がっこうない けいたい でんわ しゃしん およ どうが さつえい ろくおん げんきん
学校内において、携帯電話での写真及び動画の撮影、録音は厳禁と
する。

13 がっこうせいかつ 学校生活について

- (1) ち こく そうたい けっせき 遅刻や早退、欠席をするときは かなら がっこう れんらく 必ず学校に連絡をすること。
- (2) じゅぎょう か いし じ こく おく 授業の開始時刻に遅れないこと。
- (3) ていねい ことばづか ころが 丁寧な言葉遣いを心掛けること。
- (4) がっこう たいせつ ふんしつ は そんな ばあい べんしょう 学校のものは大切にすること。紛失や破損した場合は弁償することもある。
- (5) やさ ことばづか 優しい言葉遣いをすること。
- (6) しんたいせつしよく さ 身体接触を避けること。
- (7) せいとどうし なかよ す ころが 生徒同士はけんかをせず、仲良く過ごすことを心掛けること。

14 アルバイトについて

- (1) アルバイトをする場合は学校の許可を得ること。許可までの流れは次のとおりである。

ア アルバイトを希望する場合は、担任に相談する。

イ「希望届」を記入、提出する。

ウ「希望届」が受理された場合は「面接許可証」が交付される。

エ 面接を受ける

オ 面接に合格し、業務内容が適切であると学校が判断した場合「アルバイト許可証」が交付される。

15 アルバイトの許可基準について

- (1) 1学年の冬休みから許可をする。

(2) 長期休業中(夏休み、冬休み、春休み)のみ可とする。

(3) 学校や家庭での生活態度が良好で、問題と思われる行動や態度がないこと。

(4) 教務規定第4章第6条に準ずる。出席すべき授業日数と各教科の出席時数が50%以上であること。

(5) 学校行事を優先すること。

(6) 高校生の労働条件に反していないこととする。

(7) 高校生の就業先としてふさわしくない場所は不可とする。

ア 危険を伴う場所

イ トラックの上乗り、長距離輸送、自動二輪車利用など車を使う業務

ウ 18歳未満出入り禁止の場所

エ 酒類の販売・提供を主とする接客業務及びこれに類する職種

オ 宿泊を伴う職種など

(8) 事故が発生した場合は保護者と雇用主間で解決する。

16 休業日などの過ごし方

(1) 帰宅時間は21時までとする。ただし、お祭り、お盆に限り22時までとする。(保護者が同伴する場合はこの限りではない)

(2) 18歳未満出入り禁止の遊技場への出入りは厳禁とする。

ア パチンコ店

イ 競馬場、場外馬券場

ウ 麻雀荘

エ その他、高校生が出入りすることがふさわしくない場所

(3) キャンプ、遊泳、クラス会、登山及び宿泊を伴うサイクリングなどについては次のとおりとする。

ア 保護者・教職員又はこれに代わる成人で、責任を負える者が引率のもとに、学校に届けて実施することとする。

(一般的な家族での取り組みはこの限りではない。)

イ キャンプを行う場所については公共指定のキャンプ場とする。

ウ ^{ゆうえい} 遊泳する場所については^{ばしょ} プール及び^{およ} 各市町村指定の^{ゆうえいばしょ} 遊泳場所を
^{りよう} 利用することとする。

(^{かせん} 河川や^{ぬま} 沼、^{みずうみ} 湖、^{ゆうえいばしょ} 遊泳場所に^{してい} 指定されていない^{かいがん} 海岸での^{ゆうえい} 遊泳は
^{げんきん} 厳禁とする。)

エ ^{かい} クラス会(^{ちゅうがくじだい} 中学時代の^{かい} クラス会を含む)^{ふく} を実施する^{じっし} 場合は、
^{せきにんきょうゆれっせき} 責任教諭^{じょうけん} 列席を^き 条件とする。なお、^{きたくじかん} 帰宅時間は^じ 21時までとする。

17 ^{たこう} 他校の^{がっこうさいけんがく} 学校祭見学について

(1) ^{たこう} 他校の^{がっこうさい} 学校祭の^{けんがく} 見学は^{こうかいび} 公開日のみとする。

(2) ^{けんがく} 見学に際しては^{さい} 制服を着用し、^{せいふく} 上靴・^{ちゃくよう} 靴袋を持参し、^{うわぐつ} 身分証明書
^{くつぶくろ} ^{じさん} ^{みぶんしょうめいしょ}
^{けいこう} を携行すること。

(3) ^{じょうようしゃ} バイクや乗用車での^の 乗り入れは^い 禁止する。^{きんし}

(4) ^{しゅっしんちゅうがっこう} 出身中学校の^{がっこうさいけんがく} 学校祭見学においても、^{じょうきじこう} 上記事項を^{じゅんしゅ} 遵守すること。

18 保健室の利用について

(1) 保健室はけがや体調不良の応急処置や一時的な静養のために利用すること。

(2) 健康相談、悩みごと、困ったことがあるときは授業時間以外に相談すること。

(3) 保健室に養護教諭が不在の場合は、2F職員室に行くこと。

(4) 保健室に一人で出入りしないこと。

(5) 保健室に行く場合は、担任又は授業の先生に報告してから行くこと。
また、授業に戻る際には授業の先生に報告して、授業に参加する。

19 たいいくかん しょう 体育館の使用について

- (1) ひるやす きゅうけいじかん つか たいいくかん しょう ばあい
昼休みなどの休憩時間を使って体育館を使用する場合は
たんになきょうし きょうか しょう
担任教師などに許可をもらってから使用すること。
- (2) かなら ひとりいじょう きょうし どうせき
必ず1人以上の教師に同席してもらうこと。
- (3) たいいくかん しょう どうぐ おくないきょうぎ かか
体育館で使用できる道具は、屋内競技に関わるものとする。
- (4) やきゅう なんしきょう こうしきょう じてんしゃ しょう きんし
野球ボールやバット(軟式用、硬式用)、自転車の使用を禁止とする。
- (5) しょう どうぐ かなら もと ばしよ もど
使用した道具は必ず元の場所に戻す。
- (6) しせつ どうぐ はそん ふんしつ ばあい すみ たんにんなど
施設・道具の破損や紛失があった場合は速やかに担任等の
きょうし れんらく
教師に連絡すること。
- (7) ふくそう も こ ほんこころえ じゅん しょう
服装や持ち込んでよいものは本心得に準じて使用すること。
- (8) たいいくかん しょう きんし れんしゅう とし
体育館では、ピアノの使用を禁止とする。ピアノの練習をしたい時は、
おんがくしつ しょう
音楽室を使用すること。

20 特別教室の使用について

- (1) 特別教室とは、ホームルーム教室以外の授業で使用する教室のことである。
- (2) 昼休みに使用する場合は、使用目的を伝え、許可を得ること。
ただし、必ず教師が同行すること。

21 自転車の使用について

- (1) 自転車での通学は安全上の理由で禁止とする。
- (2) 自転車を使用する際は、道路交通法を遵守し、交通マナーを守って、安全に使用すること。
- (3) 自転車の使用は4月上旬から11月下旬までを目安とする。
(積雪や路面の凍結があった場合は、時期を問わず、使用をしないこと。)

22 自動車運転免許取得について

(1) 原動機付き自転車・自動二輪車・普通自動車の運転免許の取得は

禁止とする。ただし、3学年に在籍で就職等に関わる理由で卒業後

に運転免許証が必要な場合は、担任を通して「運転免許証取得

許可願」を提出し、運転免許取得説明会に参加してから校長の

許可を得ること。

(※許可の条件についてはP19を参照)

(2) 自動車学校への通学開始時期は、11月1日からとする。

(3) 免許の使用（実際に自動車を運転すること）は、3月31日までは

原則認めない。

（卒業式後、3月31日前に就職先から運転を求められた

場合は担任に申し出ること）

23 自動車運転免許取得の許可の条件について

(1) 次の条件を全て満たすこと。

ア 進路先から自動車運転免許の取得を勧められた場合、または

卒業後の生活で自動車運転免許が必要となる場合。

イ 就職の内定が出ている。(口頭内諾も可)

ウ 学校諸費を全て納めている。

エ 運転免許取得説明会に参加している。

オ 教務規定第4章第6条に準じて、出席すべき授業日数と

各教科の出席時数が50%以上である。

24 「^{ちゅうい}注意システム」について

- (1) ^{こころえ}心得^{まも}を守ることとする。
- (2) ^{まも}守れないことが^{つづ}続く場合は、「^{ちゅうい}注意」をする。
- (3) ^{おも}主に生徒指導担当の先生が「^{ちゅうい}注意」をする。
- (4) 「^{ちゅうい}注意」の^{るいせき}累積によって、^{しどうないう}指導内容が異なる^{こと}。

25 ^{しどうないう}指導内容について(携帯^{けいたい}電話^{でんわ}以外^{がい})

- (1) ^{ちゅうい}注意^{かいめ}3回目 ^{せいとしどうたんとう}生徒指導担当^{せんせい}の先生^{めんだん}と面談
- (2) ^{ちゅうい}注意^{かいめ}4回目 ^{せいとしどうぶちょう}生徒指導部長^{めんだん}と面談
- (3) ^{ちゅうい}注意^{かいめ}5回目 ^{とくべつしどう}「特別指導」
- (4) ^{ばあい}場合によっては、^{ほごしや}保護者^{まじ}も交えて^{めんだん}の面談もある。

26 し どう ない よう 指導内容について (け い た い で ん わ か ん け い 携帯電話関係)

(1) ちゅうい かいめ 注意3回目 「せいとし どう た ん と う 生徒指導担当のせんせい めんだん 先生と面談」

(2) ちゅうい かいめ 注意4回目 「せいとし どう ぶ ち ょ う 生徒指導部長とめんだん 面談」

(3) ちゅうい かいめ 注意5回目 「も こ きんし 持ち込み禁止など」

(4) ばあい 場合によってはほ ご し や まじ めんだん 保護者も交えて面談

27 ちゅうい かいじょ 注意の解除

ちゅうい う ひ 注意を受けた日からね ん ご 1年後にそれぞれかいじょ 解除する。

28 とくべつしどう 特別指導について

(1) とくべつしどう 特別指導は、さいはつぼうし けんぜん きりつ せいかつ おく いしき 再発防止と健全な規律ある生活を送るための意識や
こうどう かいぜん はか たん しょぱつ 行動の改善を図るものであり、単なる処罰ではない。

(2) しどうじかん 指導時間について

こころえ まも ばあい しょくほうこういいがい みすいこうい
ア 心得を守れなかった場合、触法行為以外の未遂行為など

① じかん とくべつしどう 7～8時間の特別指導

にち こべつしどう よくじつ あさ かえ じかん こべつしどう
【1日個別指導＋翌日、朝、帰り1時間の個別指導】

② じかん とくべつしどう 13～14時間の特別指導

(ふつかかん こべつしどう よくじつ あさ かえ じかん こべつしどう
【2日間の個別指導＋翌日、朝、帰り1時間の個別指導】

③ じかん とくべつしどう 19～20時間の特別指導

みつかかん こべつしどう よくじつ あさ かえ じかん こべつしどう
【3日間の個別指導＋翌日、朝、帰り1時間の個別指導】

イ タバコ、お酒、暴力、わいせつ、いじめなど、法律に触れる行為

① 1回目:7日間の特別指導

【基本:5日間の自宅謹慎、2日間の登校謹慎】

② 2回目:10日間の特別指導

【基本:7日間の自宅謹慎、3日間の登校謹慎】

③ 3回目:14日間の特別指導

【基本:10日間の自宅謹慎、4日間の登校謹慎】

④ 4回目以降の期間は会議で検討する。